

令和3年度 第2回知立市空家等対策協議会 会議録

1 日時

令和4年2月17日（木） 14時00分から16時00分まで

2 場所

知立市役所 第9会議室

3 出席者

(1) 委員

会長：谷田真（名城大学 理工学部 建築学科 准教授）／副会長：秋田光治（愛知県弁護士会 弁護士）／水野吉樹（愛知県宅地建物取引業協会 碧海支部）／川地英明（愛知県土地家屋調査士会 岡崎支部）／稲垣憲一（愛知県建築士事務所協会 西三河支部）／岩瀬孝吉（区長会代表）／林郁夫（知立市長）

(2) 関係者

守田哲朗（愛知県安城警察署 生活安全課長代理）

(3) 事務局

岩瀬祐司（建設部長）／佐藤洋一郎（建築課長）／建築課（三浦、牧原、田中、打田）

4 傍聴者

なし

5 次第

① 開会

② 建設部長あいさつ

③ 議題

(1) 市内の空家等の現状と危険空家等の対応状況

(2) 特定空家等の現状について

(3) 特定空家等の今後の対応について

(4) その他

④ 閉会

6 議事

① 開会

建築課長

皆様、こんにちは。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。た

だいまより「令和3年度第2回知立市空家等対策協議会」を開会いたします。

私は、建設部建築課長の佐藤でございます。どうぞ、よろしく申し上げます。

本日は、委員7名に出席していただいております。知立市附属機関の設置に関する条例施行規則第4条第2項による委員の半数以上の出席者があり、開会の要件を満たしていることを、ご報告申し上げます。

本日の協議会は16時を目途に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

本協議会は、知立市審議会等の設置及び運営に関する取扱要綱第6条に基づき、公開された会議ですので、本日はございませんが、傍聴される方がお見えになることがありますことをご了承ください。

また、特定個人が識別できる内容は非公開とします。なお、本会議の会議録につきましても、個人情報にかかる部分は非公開として、ホームページで公開します。

会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

<資料確認>

② 建設部長あいさつ

建築課長 それでは協議会開催にあたり建設部長の岩瀬より挨拶を申し上げます。
建設部長 <あいさつ（内容省略）>

③ 議 題

(1) 市内の空家等の現状と危険空家等の対応状況

会 長 それでは、議題に沿って進めたいと思います。
 議題(1)「市内の空家等の現状と危険空家等の対応状況」について事務局から説明をお願いします。

事務局 〈議題(1)について資料に基づいて説明（内容省略）〉

会 長 それでは、ただいまの説明にご意見やご質問等はございませんか。

岩瀬委員 通報等空家の件数は今までの累計ですか。

事務局 累計で70件が今残っている空家があるということです。221件の内70件が通報等による情報源で把握した空家です。

岩瀬委員 70件は令和3年度のみ数字ですか。

事務局 令和3年度のみではなく、今までの累計の数字です。

会 長 他によろしいでしょうか。

それでは、議題(1)については以上といたします。

(2) 特定空家等の現状について

- 会 長 議題(2)「特定空家等の現状について」事務局から説明をお願いします。
- 事務局 〈議題(2)について資料に基づいて説明(内容省略)〉
- 会 長 それでは、ただいまの説明にご意見やご質問等はございませんか。
稲垣委員は現地をご覧になられたかと思いますが、率直な意見や見解等あればお願いします。
- 稲垣委員 現地を拝見して、第一回目の緊急安全措置において屋根が軽くなっていることもあり、重たい建物ではなくなっていることはよかったです。ただし、今回測点dを測ってもらったのですが、道路側に一番近い点で、道路側に傾斜が25mm出ているということは、災害の際に道路側に倒れる可能性が高いと思われます。
- 会 長 ありがとうございます。道路側に対しての危険性が増しているという見解ですね。
- 稲垣委員 はい。測点dというのが道路側ということです。
- 会 長 他に意見はいかがでしょうか。
それでは、議題(2)については以上といたします。

(3) 特定空家等の今後の対応について

議題(3)については個人情報を含むため非公開

(4) その他

- 会 長 議題(4)「その他」事務局から説明をお願いします。
- 事務局 〈議題(4)について資料に基づいて説明(内容省略)〉
- 会 長 それでは、ただいまの説明や全体を通してご意見やご質問等はございませんか。
- 川地委員 ○○について、これは第2の特定空家になっていくのでしょうか。
- 事務局 こちらも通学路に面しており危険性があるため、まずは事務局が特定空家の判定基準がありますので、基準を元に調査をおこないます。調査結果を元にまた協議会にて報告させていただいて、特定空家に認定するかどうかの判断をお願いしたいと考えております。
- 川地委員 2つ目になるのですね。
- 事務局 可能性はあります。質問になるのですが、カルテ No19-3 の問題の1つに相続トラブルがございまして、所有者の方には適切な管理をしてほしい旨の通知は行っているのですが、抵当権者の方にも空家の適切な管理をしてほしい旨の通知送ってもいいものなのでしょうか。

副会長
事務局
副会長
事務局
会 長

お願いならいいかもしれないが、共同相続人なのか。
所有者は個人の一人なのですが、親族が抵当権を設定している状況です。

抵当権者がどういう関係者なのかにもよると思うが、相続問題が解決しているのか。

解決していません。所有者はご存命であり、甥っ子が抵当権者として遺産分割による代償金の一部のとして設定されている状況です。あくまでお願いとしてなら問題ないということですね。ありがとうございます。

他に意見はよろしいでしょうか。
それでは、以上をもちまして「令和3年度第2回知立市空家等対策協議会」を終了いたします。
本日はどうもありがとうございました。